

## 協 定 書 (案)

千葉市（以下「市」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「実施団体」という。）とは、豊砂公園において実施する「豊砂公園パークマネジメント事業」（以下「本事業」という。）について次のとおり合意します。

（適用）

第1条 本協定は、市と実施団体が協働で公園の管理・運営を行う「豊砂公園パークマネジメント事業」に適用する。

（事業及び協定締結の目的）

第2条 本事業は、豊砂公園を公園利用者にとって魅力的なオープンスペースとして維持管理を行い、幕張新都心の活性化や豊砂地区の賑わい創出に資するような積極的な利活用を図ることを目的とする。本協定では、市と実施団体が本事業に取り組む際の必要な事項を定めるものとする。

（管理・運営計画の作成）

第3条 実施団体は、市と協議を行いながら公園の管理・運営に関する方針及び業務内容並びに実施方法・体制等の詳細を定める「管理・運営計画」を作成するものとする。

（管理許可の取得）

第4条 実施団体は、本協定の締結後速やかに都市公園法第5条の規定による管理許可を市に対して申請するものとする。なお、申請にあたっては、公園施設の管理規程として管理・運営計画を付するものとする。

（連絡・調整会議の開催）

第5条 市は、本事業の取り組み状況や対応すべき課題等について、管理・運営計画の修正も念頭に置いて双方で協議を行う連絡・調整会議を各年度の四半期最終月の翌月の中旬に1回開催する。

2 実施団体は、連絡・調整会議において直前期分の実施状況及び課題等に関する資料を作成し持参して会議に出席するものとする。

（管理・運営計画の変更）

第6条 連絡・調整会議において管理・運営計画の変更を行うこととなったとき、実施団体は、管理・運営計画の変更案を作成し、市の承認を得なければならない。

2 実施団体は、市の承認後速やかに、変更後の管理・運営計画を付して管理許可の変更申請を行うものとし、市は、変更後の管理・運営計画の内容等を審査し、支障がないときは許可するものとする。

（業務の改善）

第7条 市は、実施団体が行う事業の実施方法等について改善の必要があると認めるときは、実施団体に対して業務の改善を指示することができる。

2 実施団体は、前項の改善にかかる指示を受けた場合、速やかに改善措置を検討し実行するとともに、市に対して改善措置の経過に関する報告書を提出するものとする。

3 市は、第1項の改善指示に対して実施団体が合理的な理由もなく改善措置を実施しない

場合、もしくは実施団体の責に帰すべき理由により改善が図られないと市が認めた場合で、かつ市が事業の継続が困難と判断した場合は、管理許可を取り消し、本協定を破棄することができる。なお、市が管理許可の取り消し及び協定の破棄を行う場合は、実施団体に対して30日以上前に通告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書の締結の日から平成29年3月31日までとする。

(協定の解除)

第9条 第7条第3項によるほか、協定締結後新たに発生した事由により本協定の目的を達することが困難であると認められるとき、市と実施団体は双方協議の上本協定を解除することができる。なお、協定解除の時期は協議において定める。

(疑義の取扱い)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、市と実施団体が双方協議の上解決する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市

千葉市長 熊谷 俊人 印

千葉市 区 丁目 番 号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役

印